

奈良市地域子育て支援拠点での一時預かり実施要領

（目的）

第1条 この要領は、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援として乳幼児を一時的に預かる一時預かり事業（以下「一時預かり」という。）を実施し、親の負担や孤立化を緩和し、子どもの健やかな育ちの促進を図ることを目的とする。

（事業の実施）

第2条 一時預かりは、奈良市地域子育て支援拠点事業の実施場所（以下「拠点」という。）またはその近隣施設を活用した、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業に準じた取組とする。

2 一時預かりは、法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業の委託運営団体が実施するものとする。

（利用対象児童）

第3条 一時預かりの対象児童は、市内に住所を有し、拠点の一定の利用経験がある、生後3か月以上の乳幼児とする。

2 前項の規定について、利用経験、頻度等の基準は当該拠点ごとに設定することができる。

ただし、普段から拠点を利用し、拠点の趣旨や特徴を理解し、スタッフと信頼関係を築いている利用者を対象とすることが望ましい。

3 前2項に定める要件を全て満たしている場合でも、乳幼児の状況等により、預かることが適当でないまたは安全の確保が難しいと責任者が判断した場合は、受入れを断ることができる。

（実施日及び実施時間）

第4条 一時預かりの実施日及び実施時間は、原則として拠点開所日及び開所時間内とする。

2 前項の規定にかかわらず、拠点で開催する講座等の都合により、一時預かりの実施において安全確保が難しいと認められる場合に限り、利用者にあらかじめ周知した上で一時預かりを休止することができる。

（利用限度）

第5条 一時預かりの利用については、乳幼児の負担を考慮し、利用の限度回数または1日あたりの限度時間を設けなければならない。

2 保護者の状況に応じて責任者が必要と判断した場合に限り、個別に利用時間の延長を認めることができる。

（利用料金）

第6条 一時預かりを実施する際は、利用者から利用料を徴収することができる。なお、利用料の上限は1時間あたり700円とする。

2 前項に規定する利用料のほかに、保険料または利用登録等に係る実費相当額を別に徴収することができる。

（定員）

第7条 一時預かりを実施する際に、預かる乳幼児の限度数を設けなければならない。

(スタッフ配置基準)

第8条 事業を円滑に実施するとともに利用者の安全を確保するため、拠点で一時預かりを実施している時間帯は、拠点スタッフとは別に、1名以上の一時預かり従事スタッフを配置することとする。

なお、拠点の利用人数や状況に応じて、拠点スタッフが柔軟に一時預かり従事スタッフを補助することは妨げない。

また、別室または拠点の近隣で一時預かりを実施する場合で、乳幼児を同時に複数預かる場合は、必ず2名以上の一時預かり従事スタッフを配置することとする。

ただし、いずれの場合も利用者がいない場合はこの限りではない。

2 前項で定める一時預かり従事スタッフは、子育て親子の支援に関し意欲があり、知識と経験を有し、かつ、地域子育て支援拠点事業に対して十分な理解を有する者とする。

(研修)

第9条 委託事業者は、一時預かりに必要な知識・経験を養うためのスタッフ間のミーティング、情報交換等の機会を定期的に設けるよう努めなければならない。

2 委託事業者は、奈良市等が開催する研修等に、一時預かり従事スタッフを参加させるよう努めなければならない。

(実施場所)

第10条 委託事業者は、拠点またはその近隣施設において実施することとし、安全確保に十分配慮するほか、一時預かりの実施に適切な環境を整えなければならない。

2 拠点内において、児童の状況や安全面等から別室またはスペースを区切る必要がある場合には、適宜必要な対応を行うこととする。

(開所時間外に預かりを行う場合の取扱い)

第11条 委託事業者は、拠点開所時間外に拠点スペースを利用して、一時預かりを行うことができる。

ただし、その場合は、以下の各号の事項を遵守することとする。

(1) 一時預かりを行う際は、必ず2名以上の一時預かり従事スタッフを配置しなければならない。(1対1といった他の人の目が全くない中での預かりは行ってはならない。)

(2) 実施時間、料金等の概要や実施状況等を子ども育成課長に報告すること。

(留意事項)

第12条 委託事業者は、一時預かりの実施にあたっては、次の各号に定める事項に留意しなければならない。

(1) 一時預かりを利用しようとする保護者に対し、一時預かりの内容について十分な説明を行うとともに、保護者から理解及び協力を得ること。

(2) 一時預かりを利用しようとする保護者が、預けるに至った事情を考慮し、保護者に対して精神的な負担を与えないような対応に努めること。

(3) 一時預かりの利用者が子育てに関して問題を抱えていると判断するときは、各関係機関と連携して、必要とする子育て支援に繋げるように努めること。

(4) 通常の拠点利用者に対し、一時預かり実施について、理解及び協力を得られるよう努め

ること。

(5) 奈良市が実施する事業の振り返りに協力すること。

(6) 利用者が預かる乳幼児の飲食物を持参した場合は、適切な方法で管理すること。

(保険の加入)

第 13 条 委託事業者は、一時預かり利用者を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等必要な損害保険に加入しなければならない。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 24 日から施行する。